

平成 30 年度 第 1 回上越市特別職報酬等審議会 次第

と き 平成 31 年 1 月 23 日 (水)

午前 10 時 30 分から

ところ 上越市役所 4 階 401 会議室

1 開 会

2 委嘱状交付

3 副市長挨拶

4 委員自己紹介

5 会長選出

6 会長職務代理者の指定

7 議 事

- (1) 審議会の役割、所掌事項等について
- (2) 特別職の報酬額等の状況等について
- (3) 市内の経済状況について
- (4) 特別職の国家公務員及び給与勧告等について
- (5) 審議会への諮問について
- (6) その他

8 閉 会

上越市特別職報酬等審議会

資 料

平成 3 1 年 1 月

上 越 市

資料目次

上越市特別職報酬等審議会委員名簿	1
上越市特別職報酬等審議会条例	2

【 資 料 】

I 審議会の役割、所掌事項等について

資料	1	審議会の役割と所掌事項	3
資料	2	これまでの審議内容	4~6
資料	3	上越市における特別職報酬等の改定経過	7

II 特別職の報酬額等の状況等について

資料	4	特別職の年間給与支給額	8, 9
資料	5	政務活動費	10, 11
資料	6	上越市議会の取り組み等	12
資料	7	県内20市の特別職の報酬額等の状況	13~16
資料	8	施行時特例市31市の特別職の報酬額等の状況	17
資料	9	県内他市(19市)の審議会の動向	18

III 市内の経済状況について

資料	10	上越市の経済状況	19
資料	11	県内20市の納税義務者一人当たりの課税対象所得の推移	20
資料	12	県内20市の財政力指数の推移	21
資料	13	消費者物価指数の概況	22

IV 特別職の国家公務員及び給与勧告等について

資料	14	特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する 法律案の概要	23
資料	15	給与勧告の骨子(人事院)	24, 25
資料	16	平成30年給与勧告等の概要(新潟県人事委員会)	26~30

上越市特別職報酬等審議会委員名簿

任期：平成30年8月25日から2年間

青木	克明	えちご上越農業協同組合 経営管理委員会 会長
井部	辰男	上越市町内会長連絡協議会 副会長
大滝	邦洋	上越青年会議所
大滝	幸治	公募委員
折笠	正勝	公募委員
笠原	和博	上越信用金庫 理事長
下村	篤子	マミーズネット 理事
高橋	信雄	上越商工会議所 会頭
早川	英雄	連合新潟上越地域協議会 事務局長
山崎	活美	上越市保護司会

(敬称略 五十音順)

○上越市特別職報酬等審議会条例

最終改正 平成29年6月15日条例第23号

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ、議員報酬等の額について審議するため、上越市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 市長は、次に掲げる額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該額について審議会の意見を聴くものとする。

- (1) 議会の議員の議員報酬の額
- (2) 市長、副市長及び教育長の給料の額
- (3) 議会の会派又は議員の政務活動費の額

(委員)

第3条 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する12人以内の委員をもって組織する。

- (1) 市の区域内の公共的団体等の代表者
- (2) 公募に応じた市民
- (3) その他市長が必要と認める者

2 審議会の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ、会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、総務管理部において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

審議会の役割と所掌事項

●上越市特別職報酬等審議会の位置付け

上越市特別職報酬等審議会は、地方自治法第202条の3の規定に基づき、執行機関である上越市長の附属機関として、上越市特別職報酬等審議会条例第1条の規定により設置するもの。

●上越市特別職報酬等審議会の所掌事項

上越市特別職報酬等審議会の所掌事項は、上越市特別職報酬等審議会条例第2条の規定により次のとおり。

第2条 市長は、次に掲げる額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該額について審議会の意見を聴くものとする。

- (1) 議会の議員の議員報酬の額
- (2) 市長、副市長及び教育長の給料の額
- (3) 議会の会派又は議員の政務活動費の額

●特別職の給与

市長等の特別職の職員については、一般職の職員に適用される地方公務員法が適用されない。また、市長等の特別職の職員の給料・報酬については、地方公務員法第24条及び同法第25条の規定の例により、他の地方公共団体の特別職の職員の給与その他の事情を考慮して独自に条例を定め、これを根拠として支給することとされている。

これまでの審議内容（過去 5 年間）

平成 25 年度

年月日	議 題	主な内容・意見等
H26. 1. 20 平成 25 年度 第 1 回審議会	<p>(諮問)</p> <p>(1) 諮問事項 1 市長、副市長の給料の額について</p> <p>(2) 諮問事項 2 議会の議員の報酬の額について</p> <p>・地方自治体を取巻く環境は、ますます厳しさを増し、当市においてもさらなる行財政改革の取組みが求められる状況にあり、特別職の報酬等については、新潟市及び長岡市を始め、県内の多くの団体に改定しないことが見込まれる状況において、当市ではすでに特別職の給料独自削減に取り組んでいる。こうした状況を踏まえ、特別職の果たすべき職務・職責が一層、複雑・高度化している実情も考慮し、給料月額及び報酬月額の改定を行わないことが適当と判断し、<u>現行の額を据え置くことについて諮問</u></p>	<p>(答申)</p> <p>・諮問どおり、現行のまま据え置くことが適当であると答申。</p> <p>委員からの意見</p> <p>・特になし。</p>

平成 26 年度

年月日	議 題	主な内容・意見等
H27. 1. 19 平成 26 年度 第 1 回審議会	<p>(諮問)</p> <p>(1) 諮問事項 1 市長、副市長の給料の額について</p> <p>(2) 諮問事項 2 議会の議員の報酬の額について</p> <p>・本市の特別職の給料及び報酬の額については、特別職の職務の特殊性を踏まえつつ市民から理解が得られるものとする必要があるほか、地方自治体を取り巻く環境が厳しさを増す中で特別職の果たすべき職務・職責が一層、複雑・高度化している現状に加え、他の地方公共団体の特別職における報酬等の額の状況や社会経済情勢の変化なども参考にしながら、より適切な民意の反映が必要である。これらを踏まえ、広く民意を反映させるために設置する上越市特別職報酬等審議会から意見を聴くため、本市の特別職の給料及び報酬の額について諮問</p>	<p>(答申)</p> <p>・現行のまま据え置くことが適当であると答申。(検討要素ごとの判断結果は多様であり、給料月額の水準について、上げ・下げの方向性を指し示すには至らない状況を踏まえたもの)</p> <p>委員からの意見</p> <p>・市内経済状況は良し悪しの状況で、アベノミクスの影響が感じられず据置きが妥当。</p> <p>・少し下げてもよいと思うが、厳しすぎる感もある。</p> <p>・地域経済改善の実感がなく、生活者の身近な感覚で良くなっているとは思えないことから、現状維持でやむを得ない。</p> <p>・昨年以上の賃上げに比べられるのは一部大企業のみで、地域の状況・市の状況を鑑みると据置きが妥当。</p>

平成27年度

年月日	議 題	主な内容・意見等																											
<p>H28. 1. 19 平成27年度 第1回審議会</p>	<p>(諮問) ○市長及び副市長の給料の額並びに議会の議員の議員報酬の額について、次のとおり改定を行う。</p> <table border="1" data-bbox="411 501 1027 1155"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th>現行</th> <th colspan="2">改定案</th> </tr> <tr> <th>報酬等月額</th> <th>報酬等月額</th> <th>改定額 (改定率)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長</td> <td>962,300円 (866,070円)</td> <td>966,300円 (869,670円)</td> <td>+4,000円 (+0.4%)</td> </tr> <tr> <td>副市長</td> <td>722,200円 (649,980円)</td> <td>729,200円 (656,280円)</td> <td>+7,000円 (+1.0%)</td> </tr> <tr> <td>議長</td> <td>527,400円</td> <td>529,400円</td> <td>+2,000円 (+0.4%)</td> </tr> <tr> <td>副議長</td> <td>466,400円</td> <td>468,400円</td> <td>+2,000円 (+0.4%)</td> </tr> <tr> <td>議員</td> <td>438,800円</td> <td>440,800円</td> <td>+2,000円 (+0.4%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>・本市の特別職の職員の給料及び報酬の額については、職務の責任と度合い及び他の地方公共団体の特別職の給料等の額との均衡、一般職の職員の給与改定の状況、社会情勢の変化等を踏まえるとともに、適時適切な民意の反映が求められる。本市においては、市長及び副市長の給料の額について、平成23年4月1日の減額改定以降、現在に至るまでの間、据置きで推移するとともに、市長就任以来、独自の減額措置を行っている。この間、新潟県及び新潟市における特別職の給料等の引上げ改定の状況並びに県内市及び特例市等における特別職の給料等の額の状況等を総合的に勘案する中で、国の人事院勧告等に基づいて改定が見込まれる、本市の一般職の職員における給料月額の改定に準じた引上げが適当と判断し、今般、市長及び副市長の給料の額並びに議会の議員の議員報酬の額について、本審議会に諮問</p>	区分	現行	改定案		報酬等月額	報酬等月額	改定額 (改定率)	市長	962,300円 (866,070円)	966,300円 (869,670円)	+4,000円 (+0.4%)	副市長	722,200円 (649,980円)	729,200円 (656,280円)	+7,000円 (+1.0%)	議長	527,400円	529,400円	+2,000円 (+0.4%)	副議長	466,400円	468,400円	+2,000円 (+0.4%)	議員	438,800円	440,800円	+2,000円 (+0.4%)	<p>(答申) ・諮問のとおり引き上げることが適当であると答申。</p> <p><u>委員からの意見</u> ・市内の経済状況が上向きになっていないのに、引き上げてよいものか迷いがある。 ・公務員の給料を引き上げ、消費拡大を促すことが地域活性化に繋がる。 ・20年近く引き上げが無く、平成22・23年と減額改定した経過をみると、引き上げが適当と考える。</p>
区分	現行		改定案																										
	報酬等月額	報酬等月額	改定額 (改定率)																										
市長	962,300円 (866,070円)	966,300円 (869,670円)	+4,000円 (+0.4%)																										
副市長	722,200円 (649,980円)	729,200円 (656,280円)	+7,000円 (+1.0%)																										
議長	527,400円	529,400円	+2,000円 (+0.4%)																										
副議長	466,400円	468,400円	+2,000円 (+0.4%)																										
議員	438,800円	440,800円	+2,000円 (+0.4%)																										

平成28年度

年月日	議 題	主な内容・意見等
H29. 1. 16 平成 28 年度 第 1 回審議会	(現行のまま据え置くため諮問なし) ・市内の経済状況や特別職の国家公務員における取り扱い、県内他団体の動向等を踏まえ、現行のまま据え置くことが適当であることを資料に基づき説明	委員からの意見 ・特になし

平成29年度

年月日	議 題	主な内容・意見等
H30. 2. 6 平成 29 年度 第 1 回審議会	(現行のまま据え置くため諮問なし) ・前年に引き続き、市内の経済状況や特別職の国家公務員における取り扱い、県内他団体の動向等を総合的に勘案し、現時点では現行のまま据え置くことが適当であることを資料に基づき説明	委員からの意見 ・特になし

上越市における特別職報酬等の改定経過

(単位：円)

	市長		副市長(助役)		教育長		議長		副議長		議員	
	給料月額	改定額 (改定率)	給料月額	改定額 (改定率)	給料月額	改定額 (改定率)	報酬月額	改定額 (改定率)	報酬月額	改定額 (改定率)	報酬月額	改定額 (改定率)
平成14年度	978,000	▲52,000 (▲5.0%)	734,000	▲39,000 (▲5.0%)			536,000	▲11,000 (▲2.0%)	474,000	▲10,000 (▲2.1%)	446,000	▲10,000 (▲2.2%)
↓	↓	—	↓	—			↓	—	↓	—	↓	—
平成22年度	975,000	▲3,000 (▲0.3%)	731,700	▲2,300 (▲0.3%)			534,300	▲1,700 (▲0.3%)	472,500	▲1,500 (▲0.3%)	444,600	▲1,400 (▲0.3%)
平成23年度	962,300	▲12,700 (▲1.3%)	722,200	▲9,500 (▲1.3%)			527,400	▲6,900 (▲1.3%)	466,400	▲6,100 (▲1.3%)	438,800	▲5,800 (▲1.3%)
↓	↓	—	↓	—			↓	—	↓	—	↓	—
平成28年度	966,300	4,000 (+0.4%)	729,200	7,000 (+1.0%)			529,400	2,000 (+0.4%)	468,400	2,000 (+0.4%)	440,800	2,000 (+0.4%)
平成29年度	↓	—	↓	—	630,700	—	↓	—	↓	—	↓	—
平成30年度	↓	—	↓	—	↓	—	↓	—	↓	—	↓	—

《参考》 人事院勧告・新潟県人事委員会勧告及び上越市の対応状況

	人事院勧告	新潟県人事委員会勧告	上越市	実施月
平成14年度	全級号俸の月額を引下げ(平均▲2.0%)	国と同様	国・県に準拠	H14.12~
平成15年度	" (平均▲1.1%)	"	"	H15.12~
平成16年度	据置き	据置き	据置き	—
平成17年度	全級号俸の月額を引下げ(平均▲0.3%)	国と同様	国・県に準拠	H17.12~
平成18年度	据置き	据置き	据置き	—
平成19年度	若年層に限定した引上げ (1級:+1.1%、2級:+0.6%、3級:+0.0%)	国と同様	国・県に準拠	H19.4~
平成20年度	据置き	据置き	据置き	—
平成21年度	若年層を除く職員の引下げ(平均▲0.2%)	国と同様	国・県に準拠	H21.12~
平成22年度	若年層を除く職員の引下げ(平均▲0.1%) ※55歳を超える職員はさらに▲1.5%	国と同様の給料表の改定をした上で、 3級以上 ▲1.18%	県に準拠	H22.12~
平成23年度	40歳以上の職員を対象に引下げ(平均▲0.23%)	据置き	据置き	—
平成24年度	据置き	民間給与格差に基づく給与改定は行わず、 3級以上 ▲1.09%	県に準拠	H25.4~
平成25年度	据置き	民間給与格差に基づく給与改定は行わず、 3級以上 ▲1.03%	"	—
平成26年度	若年層に限定した引上げ (平均+0.3%)	若年層に限定した引上げ (平均+0.1%)	国・県に準拠	H26.4~
	一部若年層職員を除き引下げ(平均▲2%)	一部若年層職員を除き引下げ(平均▲1.4%)		H27.4~
平成27年度	若年層に重点に全級号俸の月額を引上げ (平均+0.4%)	国と同様(平均+0.11%)	"	H27.4~
平成28年度	若年層に重点に全級号俸の月額を引上げ (平均+0.2%)	国と同様(平均+0.14%)	"	H28.4~
"	若年層に重点に全級号俸の月額を引上げ (平均+0.2%)	国と同様(平均+0.12%)	"	H29.4~
平成30年度	若年層に重点に全級号俸の月額を引上げ (平均+0.2%)	国と同様(平均+0.15%)	"	H30.4~

特別職の年間給与支給額

給与等 区分	給料・報酬総額		期末手当総額						合計 (A)+(B) 円
	月額 円	年額(A) 円	6月		12月		計		
			支給率 月	支給額 円	支給率 月	支給額 円	支給率 月	支給額(B) 円	
市長	966,300	11,595,600	1.575	1,826,307	1.775	2,058,219	3.35	3,884,526	15,480,126
	869,670	10,436,040	1.575	1,643,676	1.775	1,852,397	3.35	3,496,073	13,932,113
副市長	729,200	8,750,400	1.575	1,378,188	1.775	1,553,196	3.35	2,931,384	11,681,784
	656,280	7,875,360	1.575	1,240,369	1.775	1,397,876	3.35	2,638,245	10,513,605
教育長	630,700	7,568,400	1.575	1,192,023	1.775	1,343,391	3.35	2,535,414	10,103,814
	—	—	—	—	—	—	—	—	—
議長	529,400	6,352,800	1.575	1,000,566	1.775	1,127,622	3.35	2,128,188	8,480,988
	—	—	—	—	—	—	—	—	—
副議長	468,400	5,620,800	1.575	885,276	1.775	997,692	3.35	1,882,968	7,503,768
	—	—	—	—	—	—	—	—	—
議員	440,800	5,289,600	1.575	833,112	1.775	938,904	3.35	1,772,016	7,061,616
	—	—	—	—	—	—	—	—	—

注：平成30年4月1日から平成31年3月31日までににおける支給（見込）額

注：上段の数値は独自削減を未反映（条例本則額）、下段の数値は独自削減を反映（実支給ベース）

注：期末手当総額の各支給額は、給料等月額に乘じる役職加算（20%）を含む

特別職の期末手当に係る支給月数の改定

1 改定内容

特別職の国家公務員における取扱いに準じて、議会の議員並びに市長、副市長及び教育長の期末手当の支給月数を、年間で0.05月引き上げ（平成30年12月支給期には改定前の支給月数が支給されたため、改定後の支給月数との差額を平成30年12月給与支給日に支給）。

（単位：支給月数）

区 分	改定前	改定後	比 較
6月期	1.575	1.575	+0.050
12月期	1.725	1.775	
年間計	3.300	3.350	

2 改定前・後の支給額

（単位：円）

区 分	改定前	改定後	比 較
市 長	3,443,892	3,496,073	+52,181
副市長	2,598,868	2,638,245	+39,377
教育長	2,497,572	2,535,414	+37,842
議 長	2,096,424	2,128,188	+31,764
副議長	1,854,864	1,882,968	+28,104
議 員	1,745,568	1,772,016	+26,448

3 これまでの改定経過

（単位：支給月数）

	議長・副議長・議員・市長・副市長（助役）・教育長
平成21年度	3.050
平成22年度	↓
平成23年度	2.950
平成24年度	↓
平成25年度	↓
平成26年度	3.100
平成27年度	3.150
平成28年度	3.250
平成29年度	3.300
平成30年度	3.350

《【参考】一般職における期末・勤勉手当年間支給月数の改定》

（単位：支給月数）

区 分	改正前	改正後	比 較
6月期	2.125	2.125	+0.050
12月期	2.275	2.325	
年間計	4.400	4.450	

政務活動費

政務活動費の趣旨・経緯

- 平成 11 年 7 月に地方分権一括法が成立し、平成 12 年地方自治法の一部改正により政務調査費交付制度が設立
- 平成 24 年の地方自治法の一部を改正する法律により、政務調査費交付制度を「政務活動費交付制度」に変更
 - ※交付目的を「議会の議員の調査研究に資するため」から「議会の議員の調査研究その他の活動に資するため」に改定
 - ※名称を「政務調査費」から「政務活動費」とし、政務活動費を充てることができる経費の範囲を条例で定め、議長は政務活動費の使途の透明性の確保に努めることを法に規定

上越市の政務活動費

- 平成 12 年の地方自治法の一部改正を受け、平成 13 年 4 月 1 日に上越市議会政務調査費の交付に関する条例を制定・施行
- 平成 24 年の地方自治法の一部改正を受け、平成 24 年 12 月議会にて上越市議会政務活動費の交付に関する条例を制定
- 上越市議会において、政務活動の範囲を「議員及び会派が行う調査研究、研修、広報、広聴、市民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動」と定義

〔政務活動の対象となる諸活動〕

- ① 会派、議員が市政全般の課題、議会で審議する案件について行う調査研究、情報収集のための活動
- ② 会派、議員が本会議や委員会等で行う質問、提案について行う調査研究、情報収集のための活動
- ③ 会派、議員が政策立案を行うための調査研究、情報収集のための活動
- ④ 会派、議員が国、都道府県、市町村の議員、行政関係者との意見交換、情報収集のために行う活動
- ⑤ 会派、議員が要請、陳情を行うための活動
- ⑥ 会派、議員が各種団体関係者との意見交換、情報収集のために行う活動
- ⑦ 会派、議員が住民からの要望、相談、意見を聴取し、または、住民との意見交換のために行う活動
- ⑧ 会派、議員が住民に対して行う広報活動

政務活動費について

1. 政務活動費

(背景) 地方創生の時代を迎え、議会の活性化と市政発展のため、議会並びに議員の調査研究基盤の充実が必要不可欠である。

(経緯) 地方自治法の一部改正により、平成13年4月から条例の定めるところにより、議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、議会の会派又は議員に対し政務調査費を交付することができるようになった。

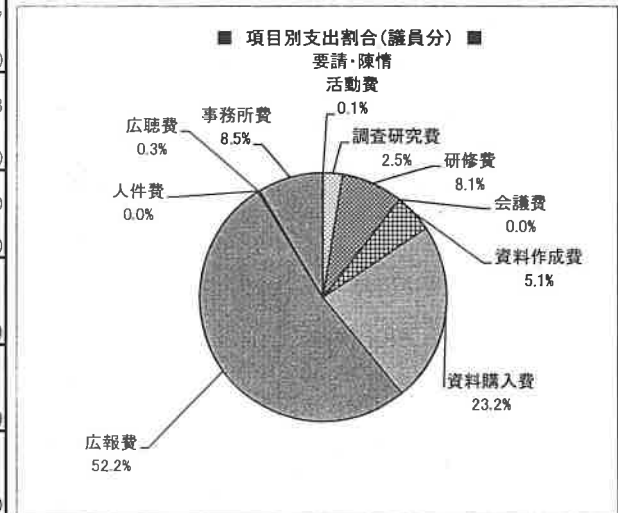
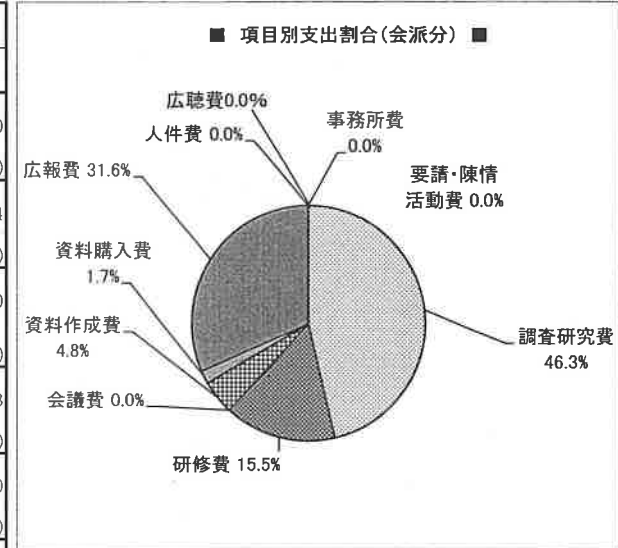
平成24年の地方自治法の一部改正により、政務調査費の交付目的である「調査研究」に「その他の活動」が追加され、名称も「政務活動費」と改められた。

(審議会との関係) 政務活動費の額の決定にあたっては、第三者機関としての特別職報酬等審議会の意見を踏まえて行う。

2. 平成29年度実績(支出項目別)

()内はH28年度実績【会派数はH28年度に政務調査費の交付対象となった会派を全て掲載しています】

項目	内容	経費の例示	議員分		会派分	
			人数[32人]	政務活動費:円	会派数[5会派]	政務活動費:円
調査研究費	会派又は議員が行う市の事務、地方行政等に関する調査研究及び調査委託に要する経費	交通費、旅費、宿泊費、印刷製本費、調査委託費等	8 (9)	219,422 (229,413)	4 (4)	3,702,970 (3,724,646)
研修費	会派又は議員が研修会を開催するために必要な経費及び団体等が開催する研修会の参加に要する経費	会場費、講師謝金、出席者負担金、会費、交通費、旅費、宿泊費等	8 (13)	714,728 (659,198)	5 (5)	1,240,684 (1,083,618)
会議費	会派又は議員が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派又は議員の参加に要する経費	会場費、会費、出席者負担金、交通費、印刷製本費、旅費、宿泊費、文書通信費等	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
資料作成費	会派又は議員が行う活動に必要な資料の作成に要する経費	印刷製本費、筆耕翻訳料、事務機器の購入費又は借上料等	22 (24)	450,599 (607,045)	5 (4)	381,333 (191,854)
資料購入費	会派又は議員が行う活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費	図書、資料等の購入費、通信運搬費等	29 (31)	2,053,395 (1,968,929)	3 (5)	139,760 (242,301)
広報費	会派又は議員が行う活動及び市政について市民に報告するために要する経費	印刷製本費、文書通信費、会場費、茶菓子、交通費等	21 (28)	4,613,082 (4,658,651)	4 (5)	2,524,977 (2,372,675)
広聴費	会派又は議員が行う市民からの市政及び会派又は議員の活動に対する要望、意見の聴取、市民相談等の活動に要する経費	会場費、印刷製本費、茶菓子代、文書通信費、交通費等	2 (6)	23,372 (43,081)	2 (1)	4,053 (1,615)
人件費	会派又は議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費	給料、報酬、賃金、手当等	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
事務所費	会派又は議員が行う活動に必要な事務所の賃借料、維持管理費、備品及び事務機器の購入費又は借上料等	事務所の賃借料、維持管理費、備品及び事務機器の購入費又は借上料等	5 (5)	754,431 (476,515)	0 (0)	0 (0)
要請・陳情活動費	会派又は議員が要請、陳情活動を行うために必要な経費	印刷製本費、文書通信費、交通費、旅費、宿泊費等	1 (2)	4,640 (17,520)	0 (0)	0 (0)
合 計			96 (118)	8,833,669 (8,660,352)	23 (24)	7,993,777 (7,616,709)



※支出額は支払総額であるため、歳出予算額を上回る場合がある。

※市(議会事務局)では、政務活動費収支報告書及び添付の領収書等の支出関係書類について、複数の職員が「上越市議会政務活動費の手引き」(平成27年9月策定)に基づき、使途及び計数等の確認を行っている。

※平成17年度分から市政情報コーナー及び市議会HPで収支報告書を公開、平成18年度分からは市政情報コーナーで領収書(写)ほか視察報告書等を公表、そして28年度分から領収書(写)を市議会HPで公開を開始した。

上越市議会の取り組み等

上越市議会の議会改革・活性化などの取り組み

議会改革・議会活性化		透明性を高め、開かれた議会	
H11. 6	○ 委員会を全面公開	S63. 3	○ 本会議中継を地元CATV業者が開始 (生中継、録画放送開始)
H14. 4	○ 一問一答制の導入(再質問から)	H13. 1	○ インターネットで本会議の 会議録検索システムを構築
H18. 5	○ 議長、副議長選挙前に所信表明の場を設ける	H18. 5	○ 政務活動費の領収書や報告書 を市政情報コーナーで公表 することを義務付ける
H18. 6	○ 一般質問で議員の質問席を設置	H18. 6	○ 本会議のインターネット配信を開始 (生放送、録画放送)
H18. 7	○ 懇談会の後に議員勉強会を開始	H20.11	○ 市民の声を常時受け付ける議会ポストを議会 ホームページ内に開設
H18.12	○ 乳幼児の同伴や児童の傍聴を可能に	H20.11	○ 議会報告会を初開催
H20. 6	○ 議員定数に関する検討委員会設置 (H24.4から48人→32人)	H23. 2	○ 意見交換会を初開催
H22.11	○ 上越市議会基本条例制定	H25. 5	○ 議会だよりの フルカラー化を開始
H23. 6	○ 議員提案による中山間地域振興基本条例制定	H25. 6	○ 委員会のインターネット配信を開始
H24.12	○ 地方自治法の改正による議会基本条例の一部改正	H25. 7	○ 委員会会議録をインターネットで公開
H25. 6	○ 条例の検証結果による議会基本条例の一部改正	H27. 4	○ 政務活動費の手引書を策定
H25. 9	○ 議員提案による自治基本条例の一部改正	H27. 9	○ 小中学生の議会学習を開始(傍聴+意見交換)
H26. 9	○ 議員提案による地酒で乾杯を推進する条例制定	H28. 9	○ 各層との意見交換会を初開催(県立看護大など)
H27. 3	○ 議員提案による空き家等の適正管理及び活用促進 に関する条例制定	H28.11	○ 議会だよりの表紙写真の公募を開始
H29. 9	○ 議論活性化を図るため、タブレット端末を導入	H29. 5	○ 議会報告会を休日に初開催
	○ 議会基本条例の検証結果を答申	H29. 8	○ 政務活動費の領収書等をインターネットで公開
H30. 9	○ 市議を目指しやすい環境整備検討会の提言を答申		
	○ 議会改革検討委員会の検討結果を答申		

議会報告会・意見交換会の開催結果

年度	種別	期日	会場数	参加者数
H20~ H30	議会報告会	H20.11~ H22.11	10	297
	市民との意見交換会	H23.02~ H28.08	33	532
	議会報告会 市民との意見交換会	H23.05~	58	1,126
合 計			101	2,006

いただいた意見の総数
(H20~H30.11)

1,414件



対応方針を協議

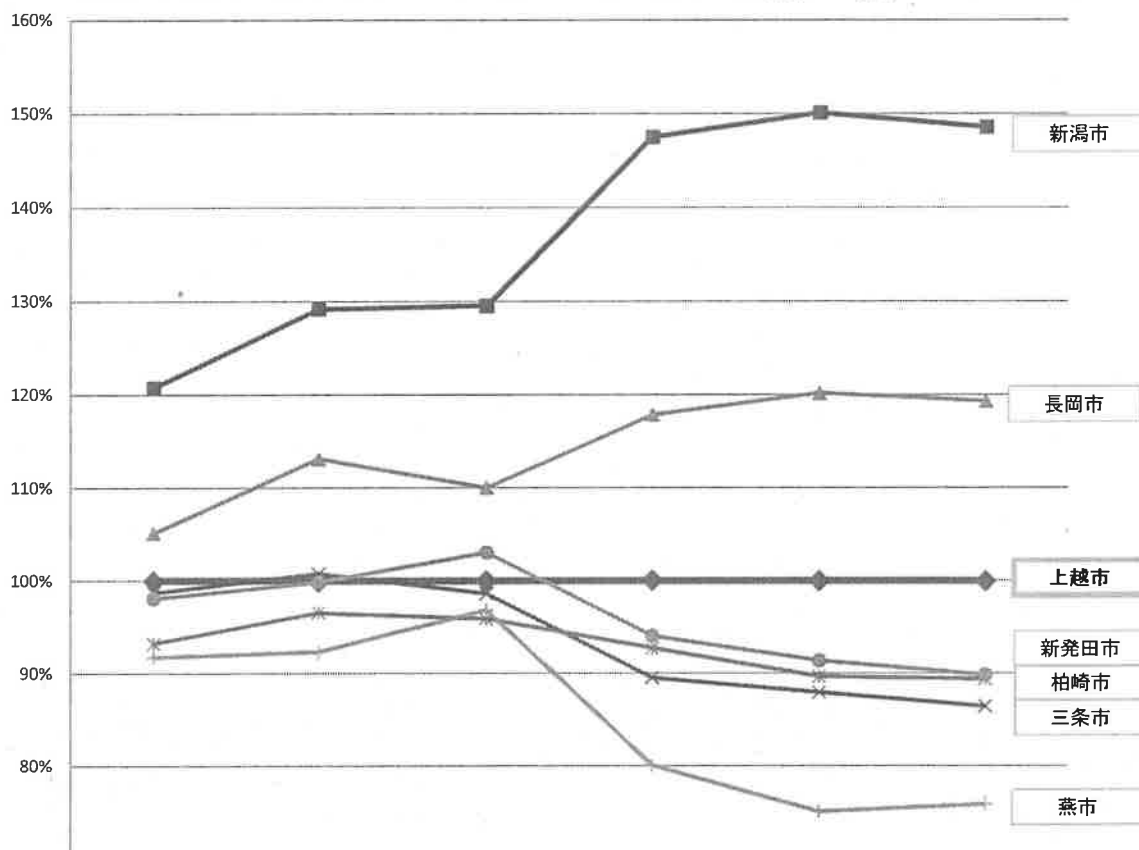
県内20市の特別職の報酬額等の状況（平成30年4月1日現在）

	市長基本俸給人口 (H30.4.1現在)	市 長				副 市 長				教 育 長				副 長				副 課 長				課 長																
		適 用 年 月 日	給 料 月 額	特 例 減 額 措 置	減 額 後 の 月 額	適 用 年 月 日	給 料 月 額	特 例 減 額 措 置	減 額 後 の 月 額	適 用 年 月 日	給 料 月 額	特 例 減 額 措 置	減 額 後 の 月 額	適 用 年 月 日	報 酬 月 額	特 例 減 額 措 置	減 額 後 の 月 額	適 用 年 月 日	報 酬 月 額	特 例 減 額 措 置	減 額 後 の 月 額	適 用 年 月 日	報 酬 月 額	特 例 減 額 措 置	減 額 後 の 月 額													
		人 順 位	円 順 位		円 順 位	人 順 位	円 順 位		円 順 位	人 順 位	円 順 位		円 順 位	人 順 位	円 順 位		円 順 位	人 順 位	円 順 位		円 順 位	人 順 位	円 順 位		円 順 位													
上 越 市	194,132	3	H28.4.1	966,300	3	△10%	869,670	6	H28.4.1	729,200	4	△10%	656,280	6	H29.7.27	630,700	4	—	630,700	3	H28.4.1	529,400	3	—	529,400	3	H28.4.1	468,400	3	—	468,400	3	H28.4.1	440,800	3	—	440,800	3
新 潟 市	794,166	1	H28.4.1	1,167,000	1	△5%	1,108,650	1	H28.4.1	942,000	1	—	942,000	1	H23.4.1	817,000	1	—	817,000	1	H28.4.1	781,000	1	—	781,000	1	H28.4.1	703,000	1	—	703,000	1	H28.4.1	655,000	1	—	655,000	1
長 岡 市	272,016	2	H22.4.1	1,016,000	2	—	1,016,000	2	H22.4.1	825,000	2	—	825,000	2	H22.4.1	694,000	2	—	694,000	2	H27.5.1	624,000	2	—	624,000	2	H27.5.1	563,000	2	—	563,000	2	H27.5.1	526,000	2	—	526,000	2
三 条 市	98,791	4	H30.4.1	954,000	4	—	954,000	3	H30.4.1	735,000	3	—	735,000	3	H30.4.1	622,000	5	—	622,000	4	H30.4.1	474,000	6	—	474,000	6	H30.4.1	412,000	6	—	412,000	6	H30.4.1	381,000	6	—	381,000	6
柏 崎 市	84,671	6	H25.4.1	901,000	6	—	901,000	4	H25.4.1	704,000	6	—	704,000	4	H29.4.1	605,000	7	—	605,000	5	H16.4.1	491,000	5	—	491,000	5	H16.4.1	420,000	5	—	420,000	5	H16.4.1	394,000	5	—	394,000	5
新 発 田 市	98,401	5	H9.4.1	948,000	5	△30%	663,600	20	H9.4.1	728,000	5	△15%	618,800	16	H27.4.1	650,000	3	△7%	604,500	7	H19.5.1	498,000	4	—	498,000	4	H19.5.1	428,000	4	—	428,000	4	H19.5.1	396,000	4	—	396,000	4
小 千 谷 市	35,995	17	H28.4.1	851,000	9	—	851,000	8	H28.4.1	644,000	10	—	644,000	9	H28.4.1	568,000	12	—	568,000	12	H28.4.1	392,000	9	—	392,000	9	H28.4.1	322,000	9	—	322,000	9	H28.4.1	305,000	9	—	305,000	9
加 茂 市	27,510	20	H22.4.1	812,300	15	—	812,300	14	H22.4.1	622,200	16	—	622,200	15	H22.4.1	545,200	17	—	545,200	17	H17.12.1	375,900	14	—	375,900	14	H17.12.1	311,100	14	—	311,100	14	H17.12.1	293,100	15	—	293,100	15
十 日 町 市	53,681	11	H17.4.1	833,200	10	—	833,200	9	H27.4.1	649,900	9	—	649,900	8	H17.4.1	592,700	9	—	592,700	9	H17.4.1	392,000	9	—	392,000	9	H17.4.1	316,000	13	—	316,000	13	H17.4.1	300,000	11	—	300,000	11
見 附 市	40,711	15	H29.4.1	803,700	16	—	803,700	15	H29.4.1	613,500	18	—	613,500	18	H18.4.1	601,500	8	—	601,500	8	H15.4.1	364,000	16	—	364,000	16	H15.4.1	305,000	15	—	305,000	15	H15.4.1	294,000	14	—	294,000	14
村 上 市	61,023	8	H30.4.1	800,400	18	—	800,400	17	H30.4.1	614,300	17	—	614,300	17	H30.4.1	545,400	16	—	545,400	16	H23.4.1	359,000	18	—	359,000	18	H23.4.1	295,000	17	—	295,000	17	H23.4.1	273,000	17	—	273,000	17
燕 市	80,091	7	H30.4.1	886,400	7	—	886,400	5	H30.4.1	673,300	7	—	673,300	5	H30.4.1	610,800	6	—	604,800	6	H30.4.1	423,900	7	—	423,900	7	H30.4.1	351,600	7	—	351,600	7	H30.4.1	334,400	7	—	312,300	8
糸 魚 川 市	43,352	13	H30.4.1	820,000	13	—	820,000	12	H30.4.1	630,000	13	—	630,000	12	H30.4.1	576,000	11	—	576,000	11	H30.4.1	387,000	13	—	387,000	13	H30.4.1	319,000	12	—	319,000	12	H30.4.1	300,000	11	—	300,000	11
妙 高 市	32,884	18	H28.4.1	801,200	17	—	801,200	16	H28.4.1	603,400	19	—	603,400	19	H28.4.1	528,100	20	—	528,100	20	H28.4.1	364,500	15	—	364,500	15	H28.4.1	297,200	16	—	297,200	16	H28.4.1	284,100	16	—	284,100	16
五 泉 市	50,932	12	H30.4.1	859,000	8	—	859,000	7	H30.4.1	655,000	8	—	655,000	7	H30.4.1	588,000	10	—	588,000	10	H30.4.1	405,000	8	—	405,000	8	H30.4.1	331,000	8	—	331,000	8	H30.4.1	313,000	8	—	313,000	7
阿 賀 野 市	42,897	14	H28.4.1	829,000	11	—	829,000	10	H28.4.1	635,000	11	—	635,000	10	H28.5.22	560,000	15	—	560,000	15	H29.4.1	361,600	17	—	361,600	17	H29.4.1	294,800	18	—	294,800	18	H29.4.1	271,300	18	—	271,300	18
佐 渡 市	55,859	10	H28.4.1	750,000	20	—	750,000	19	H28.4.1	585,000	20	—	585,000	20	H28.4.1	530,000	18	—	530,000	18	H22.4.1	347,900	19	—	347,900	19	H22.4.1	285,100	19	—	285,100	19	H22.4.1	268,200	19	—	268,200	19
魚 沼 市	36,696	16	H22.4.1	780,000	19	—	780,000	18	H29.11.1	625,000	15	—	625,000	14	H22.4.1	530,000	18	—	530,000	18	H17.7.3	390,000	12	—	390,000	12	H17.7.3	320,000	11	—	320,000	11	H17.7.3	300,000	11	—	300,000	11
南 魚 沼 市	57,252	9	H30.4.1	823,300	12	—	823,300	11	H30.4.1	627,800	14	—	627,800	13	H30.4.1	564,800	13	—	564,800	13	H30.4.1	392,000	9	—	392,000	9	H30.4.1	322,000	9	—	322,000	9	H30.4.1	305,000	9	—	305,000	9
胎 内 市	29,611	19	H17.9.1	815,000	14	—	815,000	13	H17.9.1	635,000	11	—	635,000	10	H27.12.1	564,000	14	—	564,000	14	H24.4.1	340,000	20	—	340,000	20	H24.4.1	276,000	20	—	276,000	20	H24.4.1	250,000	20	—	250,000	20

※ 平成31年1月時点で、新潟市及び新発田市における特例減額措置は終了している

○上越市と県内他市(人口8万人以上)との給料(報酬)月額について比較するもの
 ○上越市の給料(報酬)月額を100%として比較

上越市と県内他市(人口8万人以上)との給料(報酬)月額の比較



	市長	副市長	教育長	議長	副議長	議員
上越市	100%	100%	100%	100%	100%	100%
新潟市	121%	129%	130%	148%	150%	149%
長岡市	105%	113%	110%	118%	120%	119%
三條市	99%	101%	99%	90%	88%	86%
柏崎市	93%	97%	96%	93%	90%	89%
新発田市	98%	100%	103%	94%	91%	90%
燕市	92%	92%	97%	80%	75%	76%

○上越市の給料(報酬)月額との比較

項目	市長	副市長	教育長	議長	副議長	議員
上越市	966,300	729,200	630,700	529,400	468,400	440,800
(差額)	-	-	-	-	-	-
新潟市	1,167,000	942,000	817,000	781,000	703,000	655,000
(差額)	200,700	212,800	186,300	251,600	234,600	214,200
長岡市	1,016,000	825,000	694,000	624,000	563,000	526,000
(差額)	49,700	95,800	63,300	94,600	94,600	85,200
三條市	954,000	735,000	622,000	474,000	412,000	381,000
(差額)	△ 12,300	5,800	△ 8,700	△ 55,400	△ 56,400	△ 59,800
柏崎市	901,000	704,000	605,000	491,000	420,000	394,000
(差額)	△ 65,300	△ 25,200	△ 25,700	△ 38,400	△ 48,400	△ 46,800
新発田市	948,000	728,000	650,000	498,000	428,000	396,000
(差額)	△ 18,300	△ 1,200	19,300	△ 31,400	△ 40,400	△ 44,800
燕市	886,400	673,300	610,800	423,900	351,600	334,400
(差額)	△ 79,900	△ 55,900	△ 19,900	△ 105,500	△ 116,800	△ 106,400

県内20市の政務活動費の状況

平成30年4月1日時点

	交付対象	交付額の積算基準	交付方法	1人当たりの年間支給額 円	交付額の 適用年月日
上越市	議員 及び 会派	議員 各月1日に在職する議員に25,000円/月額 会派 所属議員数に25,000円/月額を乗じて得た額	年2回 (4,10月)	600,000	H17.4.1
新潟市	議員 及び 会派	・会派交付を選択 月額15万円×会派所属議員数×12カ月 ・会派及び議員交付を選択 会派交付分 月額3万円×会派所属議員数×12カ月 議員交付分 月額12万円×12カ月 ・会派に属さない議員 議員交付分 月額12万円×12カ月	年4回 (4,7,10,1月)	1,800,000	H20.4.1
長岡市	会派	所属議員数×月額(60,000円)を支給	年2回 (4,10月)	720,000	H13.4.1
三条市	会派	各月1日における会派(一人会派含む)の所属議員数に30,000/月額を乗じて得た額	年度当初に 一括交付	360,000	H17.5.1
柏崎市	会派	4月1日(任期満了による一般選挙が行われる年度にあつては6月1日)及び10月1日(基準日)の会派所属議員数に年額480,000円を乗じて得た額の1/2の額	年2回	480,000	H17.4.1
新発田市	議員	議員 毎年度4月1日に在職する議員に20,000円/月額	年1回 (4月)	240,000	H27.5.1
小千谷市	議員	4月に1年分を一括で支給、8,000円/月額	年度当初に 一括交付	96,000	H13.4.1
加茂市	会派	各月1日における所属議員数に5,000円/月額を乗じて得た額	年2回 (4,10月)	60,000	H13.4.1
十日町市	会派	所属議員数に150,000円/年額を乗じて得た額	年1回	150,000	H17.4.1
見附市	会派	年度の初日における所属議員数に、120,000円/年額を乗じた額	年1回 (4月)	120,000	H27.4.1
村上市	議員 及び 会派	年度の初日における会派の所属議員数に、60,000円/年額を乗じた額 年度の初日に在籍する議員に、60,000円/年額	年1回 (4月)	120,000	H25.4.1
燕市	会派	各月1日における所属議員数に20,000円/月額を乗じて得た額	年1回 (4月)	240,000	H29.4.1
糸魚川市	会派	所属議員数に15,300円/月額を乗じて得た額	年1回 (4月)	183,600	H23.4.1
妙高市	議員	4月1日に在職する議員に対し180,000円/年額を交付	年1回 (4月)	180,000	H13.7.1
五泉市	会派	年度の初日における所属議員数に150,000円/年額を乗じて得た額	年1回 (4月)	150,000	H18.1.1
阿賀野市	議員 又は 会派	議員:各月1日に在職する議員に15,000円/月額 又は、 会派:所属議員数に15,000円/月額を乗じて得た額	年2回 (4,10月)	180,000	H28.4.1
佐渡市	議員 又は 会派	議員:各月1日に在職する議員に10,000円/月額 又は、 会派:各月1日における会派所属議員に10,000円/月額	年1回	120,000	H22.4.1
魚沼市	議員 又は 会派	議員 月の初日に在職する議員1人当たり 月額5,000円 又は、 会派 月の初日における当該会派の所属議員1人当たり 月5,000円	年2回 (4,10月)	60,000	H25.1.8
南魚沼市	議員 又は 会派	議員 月の初日に在職する議員に12,000円/月額 又は、 会派 月の初日における会派の所属議員数に12,000円/月額を乗じて得た額	年2回 (4,10月)	144,000	H27.4.1
胎内市	議員 及び 会派	議員(会派に所属しない議員) 各月1日に在職する議員に4,000円/月額 会派 所属議員数に6,000円/月額を乗じて得た額	年1回 (4月)	120,000	H25.4.1

県内20市の特別職等の退職手当支給率の状況

H30.9.1時点

	順位	市長	順位	副市長	順位	教育長
		率		率		率
上越市	4	50/100	6	30/100	19	18/100
新潟市	3	51/100	2	34/100	3	21/100
長岡市	1	70/100	1	40/100	4	20/100
三条市	6	45/100	4	32/100	1	27/100
柏崎市	2	52/100	2	34/100	4	20/100
新発田市	5	47/100	4	32/100	2	22/100
小千谷市	6	45/100	16	25/100	4	20/100
加茂市	19	35/100	16	25/100	4	20/100
十日町市	8	44/100	7	26/100	4	20/100
見附市	17	40/100	16	25/100	4	20/100
村上市	8	44/100	7	26/100	4	20/100
燕市	8	44/100	7	26/100	4	20/100
糸魚川市	20	29/100	20	21/100	20	17/100
妙高市	8	44/100	7	26/100	4	20/100
五泉市	17	40/100	16	25/100	4	20/100
阿賀野市	8	44/100	7	26/100	4	20/100
佐渡市	8	44/100	7	26/100	4	20/100
魚沼市	8	44/100	7	26/100	4	20/100
南魚沼市	8	44/100	7	26/100	4	20/100
胎内市	8	44/100	7	26/100	4	20/100

施行時特例市31市の特別職の報酬額等の状況（平成30年4月1日現在）

	住居基本台帳人口 (H30.4.1現在)	市		長		副		市		長		副		市		長		副		市		長		副	
		適用 年月日	給料月額	減額 措置	減額後月額	適用 年月日	給料月額	減額 措置	減額後月額	適用 年月日	給料月額	減額 措置	減額後月額	適用 年月日	給料月額	減額 措置	減額後月額	適用 年月日	給料月額	減額 措置	減額後月額	適用 年月日	給料月額	減額 措置	減額後月額
		人	円	円	円	人	円	円	円	人	円	円	円	人	円	円	円	人	円	円	円	人	円	円	円
上越市	194,132	H28.4.1	966,300	△10%	869,670	H28.4.1	729,200	△10%	656,280	H29.7.27	630,700	—	609,100	H28.4.1	529,400	—	529,400	H28.4.1	468,400	—	468,400	H28.4.1	440,800	—	440,800
山形市	246,951	H21.4.1	1,066,000	—	1,066,000	H21.4.1	843,000	—	843,000	H21.4.1	698,000	—	698,000	H27.5.1	740,000	—	740,000	H27.5.1	690,000	—	690,000	H27.5.1	640,000	—	640,000
水戸市	272,074	H8.12.1	1,075,000	△20%	860,000	H8.12.1	885,000	△3%	858,450	H8.12.1	775,000	△2%	759,500	H10.4.1	700,000	—	700,000	H10.4.1	630,000	—	630,000	H10.4.1	590,000	—	590,000
つくば市	230,310	H6.4.1	927,000	—	927,000	H6.4.1	762,000	—	762,000	H6.4.1	680,000	—	680,000	H6.4.1	547,000	—	547,000	H6.4.1	480,000	—	480,000	H6.4.1	447,000	—	447,000
伊勢崎市	213,031	H21.12.1	964,000	—	964,000	H21.12.1	812,000	—	812,000	H21.12.1	693,000	—	693,000	H17.1.1	555,000	—	555,000	H17.1.1	505,000	—	505,000	H17.1.1	485,000	—	485,000
太田市	224,545	H17.3.28	1,010,000	—	1,010,000	H17.3.28	855,000	—	855,000	H17.3.28	735,000	—	735,000	H19.4.1	560,000	—	560,000	H19.4.1	515,000	—	515,000	H19.4.1	485,000	—	485,000
所沢市	343,993	H21.4.1	1,029,000	—	1,029,000	H21.4.1	876,000	—	876,000	H21.4.1	781,000	—	781,000	H8.4.1	660,000	—	660,000	H8.4.1	580,000	—	580,000	H8.4.1	560,000	—	560,000
春日部市	235,372	H22.4.1	982,000	—	982,000	H22.4.1	832,000	—	832,000	H22.4.1	761,000	—	761,000	H22.4.1	537,000	—	537,000	H22.4.1	478,000	—	478,000	H22.4.1	450,000	—	450,000
埼玉市	248,239	H12.4.1	1,040,000	△20%	832,000	H12.4.1	875,000	△10%	787,500	H12.4.1	750,000	△5%	712,500	H12.4.1	540,000	—	540,000	H12.4.1	505,000	—	505,000	H12.4.1	470,000	—	470,000
熊谷市	197,861	H25.1.1	920,000	—	920,000	H25.1.1	776,000	—	776,000	H25.1.1	718,000	—	718,000	H17.10.1	542,000	—	542,000	H17.10.1	470,000	—	470,000	H17.10.1	450,000	—	450,000
平塚市	257,196	H16.4.1	997,000	△10%	897,300	H16.4.1	829,000	△7%	770,970	H16.4.1	726,000	△5%	689,700	H16.4.1	615,000	—	615,000	H16.4.1	540,000	—	540,000	H16.4.1	502,000	—	502,000
小田原市	191,833	H16.4.1	988,000	—	988,000	H16.4.1	817,000	—	817,000	H16.4.1	706,000	—	706,000	H16.4.1	586,000	—	586,000	H16.4.1	511,000	—	511,000	H16.4.1	475,000	—	475,000
茅ヶ崎市	243,375	H20.10.1	930,000	△10%	837,000	H20.10.1	763,000	△5%	724,850	H27.4.1	692,000	△5%	657,400	H10.7.1	560,000	—	560,000	H10.7.1	484,000	—	484,000	H10.7.1	453,000	—	453,000
厚木市	225,194	H17.12.1	958,000	△30%	670,600	H17.12.1	780,000	△13%	678,600	H17.12.1	681,000	△7%	636,580	H8.4.1	566,000	—	566,000	H8.4.1	490,000	—	490,000	H8.4.1	452,000	—	452,000
大和市	235,357	H22.12.1	943,000	—	943,000	H22.12.1	764,000	—	764,000	H22.12.1	682,000	—	682,000	H22.12.1	549,000	—	549,000	H22.12.1	466,000	—	466,000	H22.12.1	439,000	—	439,000
長岡市	272,016	H22.4.1	1,016,000	—	1,016,000	H22.4.1	825,000	—	825,000	H22.4.1	694,000	—	694,000	H27.5.1	624,000	—	624,000	H27.5.1	563,000	—	563,000	H27.5.1	526,000	—	526,000
福井市	263,847	H19.4.1	1,058,000	△20%	846,400	H19.4.1	874,000	△20%	699,200	H19.4.1	740,000	△20%	592,000	H13.4.1	740,000	△10%	666,000	H13.4.1	670,000	△10%	603,000	H13.4.1	630,000	△10%	567,000
甲府市	189,200	H9.4.1	1,080,000	△10%	972,000	H9.4.1	880,000	△10%	792,000	H9.4.1	755,000	△10%	679,500	H9.4.1	660,000	—	660,000	H9.4.1	610,000	—	610,000	H9.4.1	590,000	—	590,000
松本市	239,519	H27.4.1	1,027,000	—	1,027,000	H27.4.1	843,000	—	843,000	H27.4.1	729,000	—	729,000	H27.4.1	617,000	—	617,000	H27.4.1	554,000	—	554,000	H27.4.1	497,000	—	497,000
沼津市	196,530	H19.4.1	1,005,000	—	1,005,000	H19.4.1	800,000	—	800,000	H27.4.1	725,000	—	725,000	H19.4.1	600,000	—	600,000	H19.4.1	537,000	—	537,000	H19.4.1	493,000	—	493,000
富士岡市	254,203	H25.4.1	990,000	—	990,000	H25.4.1	800,000	—	800,000	H27.12.24	742,000	—	742,000	H25.4.1	653,000	—	653,000	H25.4.1	594,000	—	594,000	H25.4.1	524,000	—	524,000
愛知県	385,777	H27.4.1	1,082,000	—	1,082,000	H27.4.1	889,000	—	889,000	H27.4.1	830,000	—	830,000	H27.5.1	639,000	—	639,000	H27.5.1	587,000	—	587,000	H27.5.1	545,000	—	545,000
春日井市	311,293	H30.4.1	1,072,000	—	1,072,000	H30.4.1	894,000	—	894,000	H30.4.1	779,000	—	779,000	H30.4.1	646,000	—	646,000	H30.4.1	584,000	—	584,000	H30.4.1	536,000	—	536,000
四日市市	311,763	H30.4.1	1,103,000	—	1,103,000	H30.4.1	905,000	—	905,000	H30.4.1	760,000	—	760,000	H30.4.1	693,000	—	693,000	H30.4.1	631,000	—	631,000	H30.4.1	591,000	—	591,000
岸和田市	196,141	H30.4.1	990,000	△30%	693,000	H30.4.1	850,000	△20%	680,000	H30.4.1	750,000	△20%	600,000	H30.4.1	660,000	△10%	594,000	H30.4.1	630,000	△10%	567,000	H30.4.1	600,000	△10%	540,000
吹田市	370,072	H6.4.1	1,050,000	—	1,050,000	H6.4.1	920,000	—	920,000	H6.4.1	810,000	—	810,000	H6.4.1	740,000	—	740,000	H6.4.1	700,000	—	700,000	H6.4.1	650,000	—	650,000
茨木市	281,476	H30.4.1	983,000	—	983,000	H30.4.1	858,000	—	858,000	H30.4.1	785,000	—	785,000	H23.4.1	758,000	—	758,000	H23.4.1	708,000	—	708,000	H23.4.1	664,000	—	664,000
寝屋川市	234,851	H30.4.1	1,020,000	—	1,020,000	H30.4.1	870,000	—	870,000	H30.4.1	770,000	—	770,000	H26.8.1	745,000	—	745,000	H26.8.1	705,000	—	705,000	H26.8.1	660,000	—	660,000
加古川市	266,154	H27.1.1	1,084,000	△20%	904,000	H27.1.1	896,000	—	896,000	H27.1.1	772,000	—	772,000	H28.4.1	667,000	—	667,000	H28.4.1	604,000	—	604,000	H28.4.1	558,000	—	558,000
宝塚市	234,280	H27.4.1	978,000	△10%	880,200	H27.4.1	795,800	△7%	740,000	H27.4.1	682,000	△5%	647,900	H27.4.1	711,700	△3%	690,300	H27.4.1	639,400	△3%	620,300	H27.4.1	587,000	△3%	569,000
佐賀市	233,341	H24.4.1	1,039,000	△10%	935,100	H24.4.1	820,000	△10%	738,000	H24.4.1	679,000	△10%	611,100	H24.4.1	692,000	—	692,000	H24.4.1	607,000	—	607,000	H24.4.1	553,000	—	553,000

※施行時特例市：法定人口が2万人以上の条件となる特例市は24市。平成27年4月1日の特例市制度開始日より、併発的に施行時特例市に昇格。
 ※従道特例市：従道特例市の一環として、従道特例市として地方自治法が適用される(従道特例市) 従道特例市に昇格する事案、従道特例市に昇格する事案等

県内他市(19市)の審議会の動向(特別職の報酬等の審議状況)

(平成31年1月17日時点)

	審議会		審議結果 (答申内容)	取扱方針 (予定含む)
	開催	開催期日		
新潟市	開催済	H30年11月5日	<据置>	財政状況、社会情勢等を踏まえ据置を判断
長岡市	する	H31年1月25日	—	未定(白紙諮問)
三条市	する	H31年1月21日	—	未定(白紙諮問)
柏崎市	予定なし	—	—	—
新発田市	開催済	H30年12月20日	<据置>	報酬審議会とは別に市長等の特例減額措置の取扱いを検討
小千谷市	予定なし	—	—	—
加茂市	予定なし	—	—	—
十日町市	する	H31年1月24日	—	未定(白紙諮問)
見附市	する	H31年2月6日	—	未定(白紙諮問)
村上市	予定なし	—	—	—
燕市	開催済	H31年1月15日	<引上>	市長、副市長及び教育長の給料2%引上 議員報酬3%引上
糸魚川市	する	①H31年1月25日 ②H31年2月中旬	—	未定(白紙諮問)
妙高市	する	H31年1月30日	—	未定(白紙諮問)
五泉市	予定なし	—	—	—
阿賀野市	する	H31年2月4日	—	未定(白紙諮問)
佐渡市	する	H31年1月30日	—	未定(白紙諮問)
魚沼市	開催済	H30年12月20日	<引上>	市長20,000円、副市長及び教育長10,000円引上 議員報酬は据置
南魚沼市	する	H31年1月30日	—	未定(白紙諮問)
胎内市	予定なし	—	—	—

	団体数	団 体 名
開催	据置	2 新潟市、新発田市
	引上	2 燕市、魚沼市
	引下	0 —
	未定	9 長岡市、三条市、十日町市、見附市、糸魚川市、妙高市、阿賀野市、佐渡市、南魚沼市
開催予定なし	6	柏崎市、小千谷市、加茂市、村上市、五泉市、胎内市

上越市の経済状況

平成 30 年 9 月 18 日

《市内経済の基調判断》

市内経済は全体として回復基調にあるものの、小規模な事業者を中心に依然景気回復を実感できない状況もある。また、雇用においては人手不足の状況がさらに強まっており、企業活動へ及ぼす影響について引き続き注視する必要がある。

- 【景況感】** 全体として回復基調にあるものの、一部の業種を除きマイナス域を抜け出す状況には至っておらず、特に、小売業の小規模な事業者を中心に厳しい経営状況が続いている。
- 【金融】** 景況感の回復に伴い資金繰りも改善している。また、企業の設備投資は依然堅調に推移しており、既存設備の入替にとどまらず、新・増設の動きも見られる。
- 【製造業】** 回復基調にあるが、海外の社会経済情勢の変化が為替や市場に与える影響は予測困難であることなどから、依然として先行きへの不安感が高い。
- 【建設業】** 回復基調が続いてきたものの、今後の公共事業の発注減への不安や、慢性的な人手不足による新規受注の抑制の影響などから、先行きの悪化が懸念される。
- 【小売業・サービス業】** 全体として消費者の節約志向や事業者間の競争激化などの影響から、小規模な事業者を中心に依然として厳しい状況が続いている。
- 【雇用】** 平成 30 年 7 月の市内の有効求人倍率（パートを含む全数）は 1.47 倍と、平成 29 年 8 月以降 1.3 倍を超える高い水準で推移しており、企業における人手不足感はさらに強まっている。特に、建設業と福祉関連業では、求人数が求職者数を大きく上回る状況にあり、雇用のミスマッチが長期化している。

県内20市の納税義務者一人当たりの課税対象所得の推移

※ 上段 一人当たりの課税対象所得
 ※ 下段 県内順位

【単位:千円】

市名	平成25年度	前年比	平成26年度	前年比	平成27年度	前年比	平成28年度	前年比	平成29年度	前年比
上越市	2,740	-1.27%	2,778	1.39%	2,791	0.47%	2,814	0.82%	2,830	0.57%
	2位		2位		2位		2位			
新潟市	2,872	-0.02%	2,904	1.12%	2,932	0.95%	2,942	0.37%	3,001	1.98%
	1位		1位		1位		1位			
長岡市	2,712	0.18%	2,725	0.46%	2,756	1.14%	2,805	1.77%	2,819	0.51%
	3位		4位		3位		4位			
三条市	2,615	0.42%	2,645	1.13%	2,666	0.79%	2,811	5.44%	2,740	-2.54%
	5位		5位		6位		3位			
柏崎市	2,692	-1.82%	2,725	1.24%	2,734	0.34%	2,771	1.33%	2,789	0.65%
	4位		3位		4位		5位			
新発田市	2,542	-0.78%	2,562	0.79%	2,563	0.02%	2,596	1.30%	2,638	1.62%
	8位		8位		8位		7位			
小千谷市	2,526	-1.66%	2,500	-1.02%	2,533	1.31%	2,573	1.59%	2,578	0.21%
	9位		11位		10位		8位			
加茂市	2,410	-0.15%	2,525	4.77%	2,458	-2.65%	2,444	-0.58%	2,448	0.18%
	15位		9位		14位		15位			
十日町市	2,341	-0.44%	2,370	1.24%	2,390	0.85%	2,402	0.49%	2,422	0.86%
	19位		19位		19位		18位			
見附市	2,423	0.55%	2,446	0.95%	2,486	1.63%	2,506	0.81%	2,512	0.22%
	13位		14位		11位		12位			
村上市	2,354	-0.08%	2,370	0.67%	2,400	1.28%	2,416	0.66%	2,447	1.28%
	18位		18位		18位		16位			
燕市	2,602	0.60%	2,630	1.08%	2,687	2.19%	2,703	0.59%	2,749	1.69%
	6位		6位		5位		6位			
糸魚川市	2,491	0.14%	2,508	0.66%	2,533	1.02%	2,540	0.26%	2,586	1.80%
	10位		10位		9位		10位			
妙高市	2,546	-0.67%	2,580	1.32%	2,604	0.94%	2,570	-1.31%	2,566	-0.16%
	7位		7位		7位		9位			
五泉市	2,286	0.43%	2,342	2.45%	2,380	1.61%	2,354	-1.11%	2,407	2.26%
	20位		20位		20位		20位			
阿賀野市	2,369	0.74%	2,388	0.79%	2,463	3.12%	2,402	-2.48%	2,435	1.39%
	17位		17位		13位		19位			
佐渡市	2,398	-0.60%	2,414	0.65%	2,412	-0.06%	2,410	-0.08%	2,407	-0.12%
	16位		15位		17位		17位			
魚沼市	2,419	-0.04%	2,404	-0.60%	2,414	0.41%	2,453	1.63%	2,459	0.25%
	14位		16位		16位		14位			
南魚沼市	2,448	-0.61%	2,462	0.57%	2,455	-0.29%	2,535	3.25%	2,508	-1.08%
	12位		13位		15位		11位			
胎内市	2,449	-0.52%	2,468	0.76%	2,467	-0.04%	2,498	1.29%	2,511	0.52%
	11位		12位		12位		13位			

※引用元：内閣府 経済・財政と暮らしの指標「見える化ポータルサイト」URL：<http://wwwb.cao.go.jp/ittaikaikaku/mieruka/index.php>
 ※納税義務者一人当たりの課税対象所得：全課税対象所得から全納税義務者数を除した値

県内20市の財政力指数の推移

※ 上段 財政力指数
 ※ 下段 県内順位

市名	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	経年比較		
									H22～H29	H24～H29	H26～H29
上越市	0.590	0.562	0.559	0.580	0.610	0.640	0.640	0.640	0.050	0.081	0.030
	6位	6位	6位	6位	6位	4位	4位	4位			
新潟市	0.700	0.695	0.703	0.720	0.730	0.740	0.740	0.730	0.030	0.027	0.000
	3位	3位	1位	1位	1位	1位	1位	1位			
長岡市	0.650	0.617	0.602	0.610	0.620	0.620	0.620	0.610	▲ 0.040	0.008	▲ 0.010
	4位	5位	5位	5位	4位	5位	5位	5位			
三条市	0.650	0.629	0.615	0.620	0.620	0.620	0.600	0.590	▲ 0.060	▲ 0.025	▲ 0.030
	4位	4位	4位	4位	4位	5位	6位	6位			
柏崎市	0.740	0.702	0.697	0.700	0.700	0.700	0.700	0.700	▲ 0.040	0.003	0.000
	1位	1位	2位	2位	2位	2位	2位	2位			
新発田市	0.530	0.509	0.496	0.500	0.490	0.490	0.490	0.500	▲ 0.030	0.004	0.010
	9位	9位	9位	9位	9位	9位	9位	9位			
小千谷市	0.560	0.538	0.531	0.540	0.540	0.540	0.550	0.560	0.000	0.029	0.020
	7位	7位	7位	7位	7位	7位	7位	7位			
加茂市	0.440	0.419	0.419	0.420	0.420	0.420	0.420	0.420	▲ 0.020	0.001	0.000
	15位	16位	15位	15位	15位	15位	15位	14位			
十日町市	0.400	0.389	0.379	0.380	0.370	0.370	0.360	0.340	▲ 0.060	▲ 0.039	▲ 0.030
	17位	17位	18位	17位	18位	17位	18位	18位			
見附市	0.550	0.523	0.506	0.510	0.510	0.520	0.530	0.530	▲ 0.020	0.024	0.020
	8位	8位	8位	8位	8位	8位	8位	8位			
村上市	0.400	0.383	0.384	0.380	0.380	0.370	0.370	0.360	▲ 0.040	▲ 0.024	▲ 0.020
	17位	18位	17位	17位	17位	17位	17位	17位			
燕市	0.730	0.700	0.680	0.680	0.680	0.680	0.670	0.650	▲ 0.080	▲ 0.030	▲ 0.030
	2位	2位	3位	3位	3位	3位	3位	3位			
糸魚川市	0.460	0.449	0.442	0.440	0.430	0.430	0.440	0.450	▲ 0.010	0.008	0.020
	13位	13位	13位	13位	14位	13位	12位	11位			
妙高市	0.510	0.483	0.464	0.460	0.450	0.450	0.440	0.440	▲ 0.070	▲ 0.024	▲ 0.010
	10位	10位	10位	10位	11位	11位	12位	12位			
五泉市	0.460	0.454	0.446	0.450	0.440	0.450	0.450	0.440	▲ 0.020	▲ 0.006	0.000
	13位	12位	12位	12位	12位	11位	11位	12位			
阿賀野市	0.440	0.423	0.416	0.420	0.420	0.420	0.410	0.420	▲ 0.020	0.004	0.000
	15位	15位	16位	15位	15位	15位	16位	14位			
佐渡市	0.270	0.260	0.257	0.260	0.250	0.250	0.240	0.230	▲ 0.040	▲ 0.027	▲ 0.020
	20位	20位	20位	20位	20位	20位	20位	20位			
魚沼市	0.320	0.307	0.299	0.300	0.300	0.300	0.300	0.290	▲ 0.030	▲ 0.009	▲ 0.010
	19位	19位	19位	19位	19位	19位	19位	19位			
南魚沼市	0.470	0.447	0.440	0.440	0.440	0.430	0.430	0.420	▲ 0.050	▲ 0.020	▲ 0.020
	12位	14位	14位	13位	12位	13位	14位	14位			
胎内市	0.480	0.461	0.450	0.460	0.460	0.470	0.480	0.490	0.010	0.040	0.030
	11位	11位	11位	10位	10位	10位	10位	10位			
20市平均	0.518	0.498	0.489	0.494	0.493	0.496	0.494	0.491	▲ 0.027	0.001	▲ 0.002

消費者物価指数（平成 27 年基準）の概況

【全 国】

区 分	概況値	出 典
総合指数	平成 27 年を 100 として 101.8 平成 29 年同月期 (101.0) と比較して 0.8% 上昇	*総務省統計局「消費者物価指数(平成 30 年 11 月分速報値)」より引用
生鮮食品を除く総合指数	平成 27 年を 100 として 101.6 平成 29 年同月期 (100.7) と比較して 0.9% 上昇	
食料（酒類を除く）及びエネルギーを除く総合指数	平成 27 年を 100 として 101.3 平成 29 年同月期 (101.0) と比較して 0.3% 上昇	

【新潟市】

区 分	概況値	出 典
総合指数	平成 27 年を 100 として 101.3 平成 29 年同月期 (100.9) と比較して 0.4% の上昇	*新潟県総務管理部統計課「新潟市消費者物価指数(平成 30 年 12 月分速報値)」より引用
生鮮食品を除く総合指数	平成 27 年を 100 として 101.3 平成 29 年同月期 (100.5) と比較して 0.8% 上昇	
食料（酒類を除く）及びエネルギーを除く総合指数	平成 27 年を 100 として 100.1 平成 29 年同月期 (100.0) と比較して 0.1% 上昇	

消費者物価指数

全国の世帯が購入する財及びサービスの価格変動を総合的に測定し、物価の変動を時系列的に測定するもので、家計の消費構造を一定のものに固定し、これに要する費用が物価の変動によってどう変化するかを指数値で示したもの。

(生計費の変化を測定するものではない。)

指数の基準年

基準年は、西暦年の末尾が 0 と 5 の年を基準時として、5 年ごとに改定（基準改定）しています。その際、併せて指数に採用する品目などの見直しも行っています。

※平成 28 年（2016 年）8 月に平成 27 年（2015 年）基準へ切替え

特別職の職員の給与に関する法律の 一部を改正する法律案の概要

- 一般職の国家公務員の給与改定に準じ、特別職の国家公務員の給与を改定

1 月例給の改定【平成30年4月から改定】

秘書官の俸給月額を、一般職の一般の職員に準じて、400円の引上げを基本に改定

※ 内閣総理大臣等の俸給月額については改定なし

2 特別給(ボーナス)の改定【平成30年12月期から改定】

内閣総理大臣等の特別給を、一般職の指定職職員に準じて改定
年間3.30月分 → 3.35月分(0.05月分引上げ)

※ 秘書官の特別給は、一般職の一般の職員の例によることとされている
年間4.40月分 → 4.45月分(0.05月分引上げ)

3 施行期日

公布の日（一部の規定は平成31年4月1日）

給与勧告の骨子

○ 本年の給与勧告のポイント

～月例給、ボーナスともに引上げ～

- ① 民間給与との較差(0.16%)を埋めるため、俸給表の水準を引上げ
- ② ボーナスを引上げ(0.05月分)、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分

I 給与勧告制度の基本的考え方

(給与勧告の意義と役割)

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適応するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

(現行の民間給与との比較方法等)

- ・ 公務と民間企業の給与比較は、単純な平均値ではなく、役職段階、勤務地域、学歴、年齢等の給与決定要素を合わせて比較することが適当
- ・ 企業規模50人以上の多くの民間企業は部長、課長、係長等の役職段階を有しており、公務と同種・同等の者同士による給与比較が可能。さらに、現行の調査対象事業所数であれば、実地による精緻な調査が可能であり、調査の精確性を維持

II 民間給与との較差に基づく給与改定等

1 民間給与との比較

約12,500民間事業所の約53万人の個人別給与を実地調査 (完了率88.2%)

<月例給> 公務と民間の4月分の給与額を比較

- 民間給与との較差 655円 0.16% [行政職(一)…現行給与 410,940円 平均年齢43.5歳]
 [俸給 583円 はね返し分(注) 72円] (注)俸給の改定に伴い諸手当の額が増減する分

<ボーナス> 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績(支給割合)と公務の年間の支給月数を比較

- 民間の支給割合 4.46月 (公務の支給月数 4.40月)

2 給与改定の内容と考え方

<月例給>

(1) 俸給表

① 行政職俸給表(一)

民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、総合職試験（大卒程度）、一般職試験（大卒程度）及び一般職試験（高卒者）に係る初任給を1,500円引上げ。若年層についても1,000円程度の改定。その他は400円の引上げを基本に改定（平均改定率0.2%）

② その他の俸給表

行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定（指定職俸給表は改定なし）

(2) 初任給調整手当

医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、所要の改定

<ボーナス>

民間の支給割合に見合うよう引上げ 4.40月分→4.45月分

民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分

（一般の職員の場合の支給月数）

	6月期	12月期
30年度 期末手当	1.225月（支給済み）	1.375月（改定なし）
勤勉手当	0.90月（支給済み）	0.95月（現行0.90月）
31年度 期末手当	1.30月	1.30月
以降 勤勉手当	0.925月	0.925月

[実施時期]

- ・月例給：平成30年4月1日
- ・ボーナス：法律の公布日

3 その他

(1) 宿日直手当

宿日直勤務対象職員の給与の状況を踏まえ、所要の改定

(2) 住居手当

受給者の増加の状況を注視しつつ、職員の家賃負担の状況、民間の支給状況等を踏まえ、公務員宿舍使用料の引上げも考慮して、必要な検討

平成30年給与勧告等の概要

平成30年10月11日
新潟県人事委員会

職員の給与については、民間の給与水準に合わせることを基本とし、国及び他の都道府県の職員の給与等を考慮して決定されていますが、本年も、これらを総合的に勘案し、次のとおり給与勧告を行いました。

本年の給与勧告のポイント

◎ 月例給、ボーナスともに引上げ

- ① 月例給は職員給与が民間給与を582円（0.16%）下回るため、給料表を引上げ
- ② 期末・勤勉手当（ボーナス）を0.05月分引上げ（年間4.40月→4.45月）

1 公民給与の較差等

(1) 職種別民間給与実態調査

企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内1,184民間事業所から、無作為に抽出された、264事業所の約8,500人について、本年4月分の給与等を実地調査（調査完了率 90.5%）

(2) 職員給与と民間給与の比較

<月例給>

公務と民間の4月分の給与額を比較

民間給与 (A)	職員給与 (B)	較差 (A) - (B)
375,838 円	375,256 円	582 円 (0.16%)

※ 職員給与は、行政職給料表適用者（平均年齢44.0歳、平均経験年数22.0年）で、諸手当（地域手当、扶養手当等）を含む。

<ボーナス>

昨年8月から本年7月までの1年間の民間支給実績と職員支給月数を比較

民間の支給割合(A)	職員の支給月数(B)	差 (A) - (B)
4.45月	4.40月	0.05月

2 民間給与との較差に基づく給与改定等

(1) 月例給

ア 給料表（平成30年4月1日実施）

公民較差の状況や人事院勧告の内容を踏まえ、大卒初任給を1,400円、高卒初任給を1,500円引き上げるとともに、若年層については1,000円程度の引上げ。その他は400円の引上げを基本に改定

（改定率（額）：給料 0.15%（557円）、はね返り分（注） 0.00%（13円））

（注）給料等の改定に伴い諸手当の額が増減する分

〔行政職給料表適用者の初任給〕

・大卒187,200円（現行185,800円）、高卒153,000円（現行151,500円）

イ 初任給調整手当（平成30年4月1日実施）

医師の人材確保や処遇の改善を図るため、人事院勧告に準じて支給月額を限度を引上げ（医療職（一）適用者414,300円→414,800円）

(2) 期末・勤勉手当（平成30年12月1日実施）

民間における特別給の年間支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.05月分引き上げ、勤勉手当に配分（4.40月分→4.45月分）

平成31年度以降、6月期及び12月期の期末手当が均等になるよう配分

【期末・勤勉手当の支給月数（一般職員の例）】

		6月期	12月期
30年度	期末手当	1.225月（改定なし）	1.375月（改定なし）
	勤勉手当	0.90月（改定なし）	0.95月（現行0.90月）
31年度	期末手当	1.30月	1.30月
以降	勤勉手当	0.925月	0.925月

(3) 宿日直手当（平成30年4月1日実施）

人事院勧告に準じて支給額を引上げ

(4) 特殊勤務手当

夜間看護手当については、国及び他の都道府県の状況等を考慮し、所要の措置を講ずることが適当

3 働き方改革と勤務環境の整備

(1) 職員の勤務時間等

国では長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現等のため働き方改革が進められており、本県においても長時間労働の是正は重要な課題

任命権者は、働き方改革行動計画を策定し、具体的な取組を進めているが、時間外勤務の縮減に一層努めていくことが必要

また、教職員の多忙化解消に向けて、引き続き取組を進めていくことが必要
人事委員会としても、労働基準監督機関として、長時間労働の是正に向けた
取組を強化

(2) 仕事と家庭の両立支援

男女を問わず職員が能力を十分に発揮し、意欲的に職務に取り組むためには、
育児や介護の事情を有する職員が安心して働き続けることのできる環境の整備
が重要であり、引き続き取組を進めていくことが必要

(3) 職員の健康管理等

任命権者は、時間外勤務を命ずる場合には、職員の健康及び福祉を害しない
ように考慮することが必要

また、職員の心の健康づくりは引き続き重要な課題となっており、今後も一
層の取組に努めていくことが必要であるほか、ハラスメントの防止についても、
対策を継続的に実施していくことが必要

4 公務運営の改善

(1) 能力・実績に基づく人事管理

能力及び実績に基づく人事管理を徹底する観点から、引き続き、平成28年4
月に施行された改正地方公務員法の趣旨を踏まえて、公平性、透明性、納得性
の高い人事評価が行われ、人事管理の基礎として活用されるよう取り組むこと
が必要

また、級別標準職務表については、所要の規定整備を行うことが必要

(2) 有為な人材の確保・育成

人材確保、人材育成及び能力開発のための取組を一層進めていくことが必要

(3) 公務員倫理の確保

職員の不祥事については、再発防止策の実施や職員の綱紀の保持及び服務規
律の確保について一層の徹底を図るなど、根絶に向けて対策を進めていくこと
が必要

5 高齢期における職員の雇用問題

人事院が、高齢層職員の能力及び経験を本格的に活用するため、定年を段階的
に引き上げることが必要と認め、国家公務員法等の改正についての意見の申出を
行ったことを踏まえ、国の動向、関係法令の改正等に留意しながら、検討を進め
ていくことが必要

6 臨時・非常勤職員制度

平成29年5月に公布された地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律
の趣旨を踏まえ、平成32年4月の施行に向けて適切に対応することが必要

7 給与勧告による職員給与（平成30年4月の公民較差に基づく改定）

この勧告が実施されることによる、行政職給料表適用職員（5,898人、平均年齢44.0歳）の平均年間給与は下記のとおり

【給与勧告による年収への影響額（1人当たり平均）】

勧告前の年間給与	勧告後の年間給与	勧告の影響額（率）
6,190,000 円	6,219,000 円	29,000 円 (0.47%)

また、モデル給与（行政職給料表適用職員）は下記のとおり

【モデル給与（行政職給料表適用職員）】（単位：円）

		勧告前		勧告後		年間給与額の差
		月額	年間給与	月額	年間給与	
係員	25歳	205,400	3,369,000	206,600	3,398,000	29,000
主任	35歳	298,100	4,954,000	298,700	4,980,000	26,000
補佐級	45歳	388,600	6,544,000	389,000	6,572,000	28,000
課長級	50歳	480,100	7,845,000	480,500	7,875,000	30,000
部長級	55歳	550,400	9,303,000	550,800	9,341,000	38,000

※ モデル給与の月額及び年間給与は、給料、地域手当、管理職手当を基礎に算出

〈参考：過去の給与勧告の状況〉

	月例給	期末・勤勉手当	
	勧告率	年間支給月数	対前年比増減
平成21年	△0.45%	4.10月	△0.35月
平成22年	△1.08%	3.95月	△0.15月
平成23年	勧告なし	3.95月	—
平成24年	勧告なし	3.95月	—
平成25年	勧告なし	3.95月	—
平成26年	0.10%	4.10月	0.15月
平成27年	0.11%	4.20月	0.10月
平成28年	0.13%	4.30月	0.10月
平成29年	0.12%	4.40月	0.10月
平成30年	0.15%	4.45月	0.05月

公民給与の比較方法(ラスパイレス比較)

公民給与の比較(ラスパイレス比較)においては、個々の県職員に民間の給与額を支給したとすれば、これに要する支給総額(A)が現に支払っている支給総額(B)に比べてどの程度の差があるかを算出している。

具体的には、以下のとおり、役職段階、学歴、年齢階層別の県職員の平均給与と、これと条件を同じくする民間の平均給与のそれぞれに県職員数を乗じた総額を算出し、両者の水準を比較している。

